

# 集団給食施設に新たに手続き が必要になる場合があります!!

食品衛生法が改正され、学校、病院その他の集団給食施設も  
営業の許可、届出の手続き等が求められます。

## 届出制度が2021年6月1日スタート!

(届出については経過措置期間が2021年11月30日までとなっています)  
なお、営業許可が必要な施設は2021年6月1日までに許可の取得が必要です

		従来の手続区分			
		許可	手続 不要		
		給食の対象者 以外にも食事提 供する場合	給食の対象者 のみに食事提供 する場合 (外部委託する)	給食の対象者 のみに食事提供 する場合 (20食程度/回 以上)	給食の対象者 のみに食事提供 する場合 (20食程度/回 未済)
改正後の手続区分	許可	改正に伴う 手続きは不要 引き続き許可 が必要です	新たに 許可の取得 が必要です 2021.6.1まで	新たに 届出の手続き が必要です 2021.11.30まで	手続き は不要です
	届出				
	手続 不要				

許可や届出の手続きが必要となる施設は、  
**HACCPに沿った衛生管理の導入\***も必  
要じゃ! 導入に向けた準備も進めておくのじゃ。

\* チラシ「HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた準備をすすめましょう!!」を参照してください。



# 集団給食施設の手続きに関する Q&A

## 1回20食程度未満の委託でも手続きが必要なの？

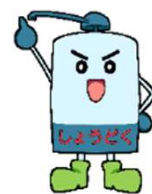
調理業務を委託する場合は、食事の提供数に関わらず、受託者に飲食店営業の許可が必要です。

2021年6月1日までに許可を取得する必要があります。



## 施設の調理場を使用する委託でも手続きが必要なの？

調理業務を委託する場合は、施設の調理場を使用するか否かに関わらず、受託者に飲食店営業の許可が必要です。



## 許可や届出の手続き以外にも必要な対応があるの？

許可及び届出の対象施設では、HACCPに沿った衛生管理の導入と食品衛生責任者の設置も必要になります。

なお、これらは2021年6月1日までの対応が必要です。

## 手続きが不要な施設はどうやって衛生管理すればよい？

HACCPに沿った衛生管理や食品衛生責任者の設置は必要ありませんが、コチラの通知を参考に自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めてください。



(リンク先：厚生労働省ホームページ)

食品衛生法の改正全般についてはコチラを参照してください。

食品衛生法 改正

検索



(リンク先：厚生労働省ホームページ)

## 問い合わせ先

鳥取市保健所 生活安全課  
中部総合事務所生活安全課  
西部総合事務所生活安全課  
県庁 暮らしの安心推進課

☎(0857)30-8552 FAX(0857)20-3962  
☎(0858)23-3117 FAX(0858)23-3266  
☎(0859)31-9321 FAX(0859)31-9333  
☎(0857)26-7284 FAX(0857)26-8171